



広報

しんち 号 外

昭和47年度 国民健康保険事業特集

このほど昭和四十七年度の国民

健康保険事業の決算がまとまりま

したが、これは昭和四十七年度一

年間の町民のみなさんの健康を追

求し、やまなかた努力の記録と

もいうべきものです。

療養諸費（医療費など）に、み

なさんが納めている保険税総額三

千百九十六万二千

円の約一・五倍に

あたる七千八百三

十六万六千円を支

出しており、これ

は歳出総額九千九

万九千六百四十一

円の八十七・〇割

にあたり歳出総額

のほとんどが療養

諸費に支払われて

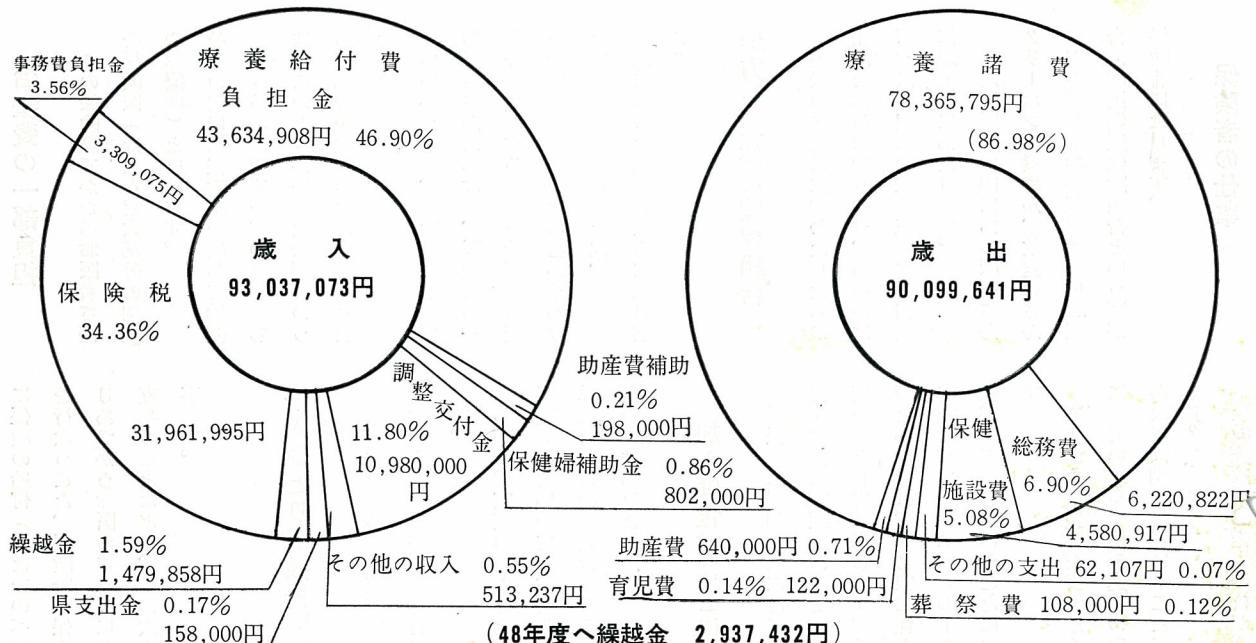
おります。

お医者さんにかかったとき、み
なさんは、老人と乳児以外のかた
は医療費は一部（三割）だけを直
接お医者さんの窓口に支払ってき
ますが、残りの医療費もみなさん
の納めている保険税と国の補助金
によってまかなわれているので
す。

つきのグラフは昭和四十七年度
の国民健康保険事業の決算状況を
現わしたものです。

保険税はどこへ? ほとんどが療養諸費に

昭和47年度 国民健康保険決算内訳



みんなそろって、元気なときは
問題がありません。しかし、家族
のだれかが寝ついた場合、大きな
額にのぼる医療費の負担に耐え切
っているでしよう。

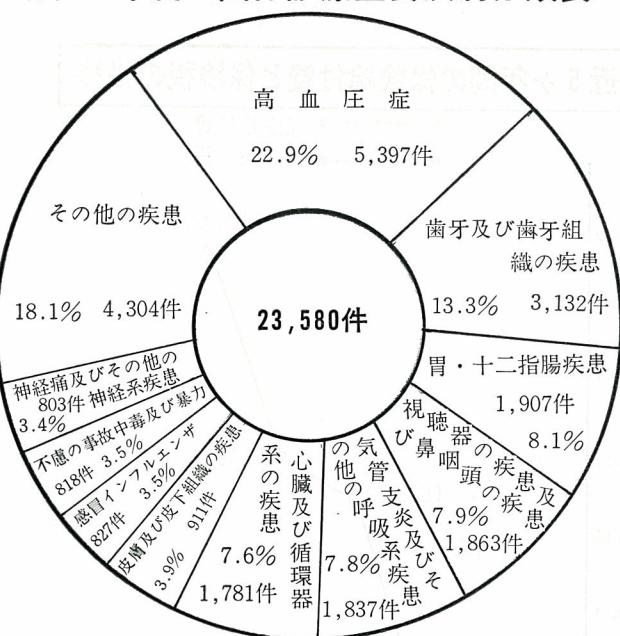
みんなそろって、元気なときは
問題がありません。しかし、家族

のだれかが寝ついた場合、大きな
額にのぼる医療費の負担に耐え切
ることができましょうか。まだ健
康保険がなかったころ一家に長わ
ずらい人ができるとそれは悲惨
なものでした。ことにその頃は死
病といわれた結核が猛威をふるっ
ていた時代です。医療費のため何
もかも売り払って、どうにもしょ
うのない貧乏のどん底に落ちこむ
というような家庭がいっぱいあっ
たのです。

国民健康保険はもともとこうい
うことを防ごうとして生れた制度
で、お互に平素から掛金（保険
税）を出し合い、これに国や町も
負担して、病気やけがのとき助け
合おうという精神から始まった相
互扶助の組織です。なかには「高
い保険税を払うだけ丸損だ」など
と思う人がいるかも知れませんが
しかしざというときにほんとう
にわたしたちを守ってくれるのが
国民健康保険なのです。

国民健康保険とは！

昭和47年度 国保診療主要疾病分類表



治療よりは予防を

治療よりは予防こそ大切です。
ふだんから体力を充実させておけば、少々の病気は受けつけません。

そのためには平素の心がけが大切です。

夜ふかしをやめ、睡眠と休養を

十分とつて過労をさけること、偏食をやめて、あらゆる食物をまんべんなくとること、適度の運動をしてからだを鍛えること、などを

心がけましょう。

大切なことがあります。
たとえば、時間外受診や深夜受診、休日受診などは、お医者さんにとって迷惑この上ないことです。
お医者さんを渡り歩く、などということは、まったく馬鹿げたことです。
お医者さんを信じましょう。その上で、どうしてもやり方が納得できないという場合は転医もやむを得ないでしょう。
土曜のうちに治療をします、といふふうにすこし注意深くさえあれば、休日受診をさけることは決して不可能ではありません。深夜受診なども同様です。

家庭医を

薬の盲信を

やめましょう

ふだんから、家族のからだの状態をよく知っていて、一家の健康を管理してくれる家庭医をもちましょう。

必らず保険証を

健診を

受けましょう

病気になったり、体力の回復をはかることが大切です。薬へ盲信をやめましょう。

病気になったり、体力の回復をはかることが大切です。薬へ盲信をやめましょう。

病気になったり、体力の回復をはかることが大切です。薬へ盲信をやめましょう。

信頼を

かかり

かかっているお医者さんを信頼し、すべてをまかせきる心構えが



おとしよりの医療費

おとしよりの医療費は、おとしよりの自己負担分を公の費用で肩代りして、とにかく病気がちのおとしよりに必要な医療を十分うけてもらいたい健康を守つてもらおう、という趣旨で老人医療費の無料化が実現したわけです。

この三割は国が三分の一、都道府県、市町村がそれぞれ六分の一ずつ負担します。

現在、国保でお医者さんにかかる場合医療費の三割を自己負担するお医者さんにかかります。

てものを考える、よい患者になります。

クどうもあの先生のやることはましよう。

たとえば、時間外受診や深夜受診、休日受診などは、お医者さんにとって迷惑この上ないことです。

お医者さんを渡り歩く、など

いうことは、まったく馬鹿げた

があります。土曜からすこしおかしい、というような場合、明日は

日曜日ということを考慮に入れて

お医者さんを信じましょう。そ

の上で、どうしてもやり方が納得

できないという場合は転医もやむを得ないでしょう。

土曜のうちに治療をします、といふふうにすこし注意深くさえあれば、休日受診をさけることは決して不可能ではありません。深夜受診なども同様です。

持ちましよう

ふだんから、家族のからだの状態をよく知っていて、一家の健康を管理してくれる家庭医をもちましょう。

病気やケガでお医者さんにかかるときは、必ず保険証（正しくは被保険者証）を持参して、保険を扱う病院や診療所でみてもらうのが原則です。

保険証を持参しない場合、国保扱いで診療を受けられません。こ

ういうときは全額自分で支払って療養費払の手続が必要です。